

STEP 1

受講（3本）

3つの講演すべてを受講する

※「日本産婦人科医会研修シール」は、受講証に同封してお送りいたします。
(通常、千葉県の母体保護法指定医師研修会では配布していません。今回は特例です。)

STEP 2

視聴証明書・共通講習受講証を印刷（全部で3枚）

各講演を受講後、アンケート回答・テスト合格で発行される視聴証明書・共通講習受講証（感染対策・医療倫理）を各自印刷する

STEP 3

千葉県産科婦人科医学会へ上記書類を必ず提出

<提出期限> **令和6年3月15日（金）必着（厳守です！）**

視聴証明書・共通講習受講証（各1枚ずつ、**全部で3枚**）を下記まで提出して下さい

※**上記書類**の提出が無い場合は「**母体保護法指定医師研修会受講証**」の発行が出来ませんので
ご注意ください

提出先：千葉県産科婦人科医学会事務局
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-1

STEP 4

母体保護法指定医師研修会受講証の発行

千葉県医師会発行の**指定医師研修会受講証（A4水色用紙）**をお送りいたします

※再発行はいたしませんので次回の更新（令和6年10月）まで大切に保管してください